

防整技第4375号
29.3.27

大臣官房長
地方協力局長
施設等機関の長
各幕僚長 殿
情報本部長
各地方防衛局長
防衛装備庁長官

整備計画局長
(公印省略)

建設工事における環境保全性基準について（通知）

標記について、建設工事（工事の実施細目について（防整技第7167号。28.3.31）第2第1号に規定する建設工事（整備工事及び提供財産保全工事を除く。）をいう。）の設計については、官庁営繕関係基準類等の統一化に関する関係省庁連絡会議の決定に基づく統一基準により実施されたい。

なお、この通知に定めるもののほか、この通知の実施に関し必要な事項は、整備計画局施設技術管理官が定めるものとする。

配布区分：施設計画課長、施設整備官、提供施設計画官